

D P C対象病院について

当院は、平成28年4月1日より、厚生労働大臣の指定を受けて、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“D P C対象病院”となっております。

※医療機関別係数 1.3943

(基礎係数 1.0451－激変緩和係数 0.0000＋機能評価係数Ⅰ 0.2581＋機能評価係数Ⅱ 0.0836＋救急補正係数 0.0075) (2024.06.01 現在)

D P C対象病院である当院では、病気の種類や行った手術・処置等の有無、合併する病気の有無等治療内容に応じて、その分類毎に厚生労働省が定めた1日当りの入院費（包括評価部分）と手術や一部の認められた検査、処置の治療回数、数量に応じた医療費（出来高評価部分）を合計し、入院医療費の計算を行っております。

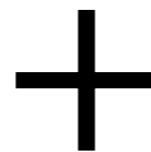
なお、包括評価部分の医療費は、診断群分類毎の1日当りの入院点数に入院日数と医療機関別係数を掛けて計算を行っております。

DPC対象病院の入院医療費の計算

包括評価部分

- ・ 1日当たりの入院点数×入院日数×医療機関別係数

※入院基本料、検査、投薬、注射、画像診断の多くは、上記の計算に含まれます。



出来高評価部分

- ・ 手術、麻酔
- ・ リハビリテーション
- ・ 内視鏡、カテーテル検査等
- ・ 一部の処置
- ・ 退院時処方

食事代